

行田都市計画用途地域の変更（埼玉県決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 容 積 率	建 築 物 の 建 ぺ い の 率	外 壁 の 後 退 距 離 の 限 度	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	建 築 物 の 高 さ の 限 度	市町村名	行田市
							そ の 他 及 び 備 考	
第一種低層住居 専用地域	約 18.4 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10m	約	1.6%
小 計	約 18.4 ha						約	1.6%
第一種中高層 住居専用地域	約 151.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約	13.1%
小 計	約 151.8 ha						約	13.1%
第一種住居地域	約 521.9 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約	45.0%
小 計	約 521.9 ha						約	45.0%
第二種住居地域	約 47.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約	4.1%
小 計	約 47.0 ha						約	4.1%
近隣商業地域	約 23.0 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約	2.0%
小 計	約 23.0 ha						約	2.0%
商業地域	約 52.0 ha	40/10以下	(8/10以下) *	—	—	—	約	4.5%
小 計	約 52.0 ha						約	4.5%
準工業地域	約 194.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約	16.7%
小 計	約 194.0 ha						約	16.7%
工業地域	約 11.3 ha	20/10以下	5/10以下	—	—	—	約	1.0%
	約 14.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約	1.2%
小 計	約 25.3 ha						約	2.2%
工業専用地域	約 56.6 ha	20/10以下	5/10以下	—	—	—	約	4.8%
	約 69.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約	6.0%
小 計	約 125.6 ha						約	10.8%
合 計	約 1,159.0 ha							100.0%

「種類、位置及び区域は、総括図表示のとおり」

*：建築基準法の規定による。

理由 用途地域を存置したまま市街化調整区域に編入された『旧暫定逆線引き区域』の地区において、計画的な基盤整備の見込みがないことが明確となり、用途地域を存置する必要性がなくなったため、用途地域を廃止する。
また、上記の一部区域に接する区域において現在の居住環境を保全し、土地利用の混在を防止するため用途地域を変更する。